

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 の平成 23 年度の業務実績の評価結果

平成 24 年 8 月 22 日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成23年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）は、独立行政法人産業安全研究所と独立行政法人産業医学総合研究所を統合し、平成18年4月に発足した研究所であり、発足以来、厚生労働大臣が定めた中期目標を達成するため、計画的に業務運営を行っているものである。平成23年3月には、それまでの第一期中期目標（目標期間：平成18年度～平成22年度）に代わる第二期中期目標（目標期間：平成23年度～平成27年度）が定められ、平成23年度以降は第二期中期目標の達成のために業務運営を行っている。

研究所の業務実績の評価に当たっては、統合による効果を最大限に発揮し、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（労働現場のニーズ・実態の把握、労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究実施等）が図られているか、さらには業務運営の効率化、財務内容の改善及びその他業務運営の改善について十分に取り組まれているかという観点から、第二期中期目標の初年度における達成度について評価を行うものとする。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」（平成13年6月厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）等に基づき、平成22年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成23年度業務実績全般の評価

機動的かつ効率的な業務運営体制の確立については、理事長のリーダーシップの下、内部統制の確立及び研究所内における情報伝達の円滑化を図っているほか、清瀬・登戸の2地区を有することに関しても、両地区に年度計画の主な項目ごとの業務担当者を適切に配置する、TV会議を活用する等の取組が推進されており評価できる。

研究業務の実施については、労働安全衛生重点研究推進協議会のほか、研究員自らが労働現場等を積極的に訪問する、国内外の学会・会議等へ積極的に参加する、行政との連絡会議を行う等、様々な機会を通じて労働現場ニーズや行政ニーズを把握し、研究業務への反映を行っており評価できる。また、「プロジェクト研究」、WHOのアクションプランに基づく「GOHNET（Global Occupational Health Network）研究」に重点的に研究資源を投入し、それぞれ高い研究成果を上げていることに加え、特に平成23年度は、平成23年3月に発生した東日本大震災を受けて、年度計画を変更し、震災への対応のための研究を新規に開始するとともに、行政から緊急に要請があった課題にも的確

に対応しており、評価できる。

研究の評価については、内部評価及び外部評価を実施しているほか、研究で得られた科学的知見が、労働安全衛生関係法令の改正、通達等の制定・改正、ISOやJIS等国内外の基準制定等に活用されており、研究成果を行政へ還元していることは評価できる。成果の発表に関しては、学会発表及び論文発表数については、5か年計画である第二期中期目標の初年度としては十分な水準となっており評価できる。特にインターネット等による研究成果情報の発信については、目標を大幅に超える実績を上げていることなどから、高く評価できる。

労働災害の原因の調査等については、厚生労働省からの依頼等に基づく災害調査のほか、刑事訴訟法に基づく鑑定等を適切に実施しておりその実績及び貢献について評価できる。

また、国内外の労働安全衛生機関等との協力の促進に努めているほか、シンポジウムの開催、国際学術誌「Industrial Health」及び和文学術誌「労働安全衛生研究」の発行等により、労働安全衛生分野の研究の振興に大きく貢献しており評価できる。国内外の労働安全衛生関係機関等との研究協力及び若手研究者の育成については、連携大学院制度の推進や研究協力協定の締結などを通じて積極的な取組を行っており、評価できる。

これらを踏まえると、平成23年度の業務実績については、業務運営の更なる効率化に引き続き取り組む一方で、労働現場のニーズ・実態の把握に努め、それを適切に業務に反映し、行政の要請や東日本大震災のような緊急事態にも的確に対応するなど、調査研究及び労働災害の原因調査等を適切に実施し、さらに国内外への成果の発信や普及に努めるとともに、国内外の労働安全衛生機関との連携・共同研究を推進するなど、行政ミッション型研究所として高い水準の実績と成果を上げているものと評価できる。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については下記2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について

① 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映

研究所主催の講演会やシンポジウムの開催、国内外の学会等への参加、研究員自らの労働現場等の訪問等により調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見の把握に努めるとともに、行政との連絡会議、行政要請研究の実施など、行政ニーズの積極的な把握に努め、業務へ反映していることは評価できる。

② 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施

労働現場のニーズ及び行政ニーズ等に基づき、プロジェクト研究やWHOのGOHNET研究を実施し、これに重点的に研究資金及び研究要員を投入し、それぞれ高い研究成果を上げており、また、基盤的研究については、プロジェクト研究への重点化を図るため、課題数を絞りつつ着実に進めており、評価できる。

なお、特に平成23年度は、平成23年3月に発生した東日本大震災を受けて、震災への対応の観点から、年度計画を変更し、がれき処理・解体工事における労働災害の分析と対策の検討や、石綿に係る廃棄物及び船舶解体処理時の石綿飛散状況の把握及びばく露防止対策などの研究を年度途中で開始しているほか、除染作業における内部被ばく線量管理のための浮遊粉じん濃度評価手法等、行政からの緊急に要請があった課題に的確に対応しており、評価できる。東日本大震災における災害復旧に更に貢献されることを期待したい。

③ 研究評価の実施

各研究課題について内部評価、外部評価を実施し、特に外部評価についてはその結果を対外的に公表している。これにより、研究計画の見直し、予算配分、人事、表彰等の研究管理・業務管理など、フィードバックが適切に行われており、これまでに構築された評価システムが適切に機能していると評価できる。

なお、平成23年度から追跡調査が試行されていることは評価できる点であり、引き続き適切に実施されることを期待したい。

④ 労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献

調査及び研究で得られた科学的知見については、労働安全衛生関係法令の改正、通達等の制定・改正、ISOやJIS等国内外の基準制定等に活用されており、研究成果を行政へ還元していることは評価できる。

⑤ 学会発表等の促進

学会発表及び論文発表数については、5か年計画である第二期中期目標の初年度としては目標を上回っているほか、延べ18名の研究員が優秀論文賞等を受賞しており評価できる。

⑥ インターネット等による研究成果情報の発信

国際学術誌「Industrial Health」、和文学術誌「労働安全衛生研究」等の掲載論文を研究所ホームページに掲載し、アクセス件数も目標を大きく上回り、かつ、その伸びも著しいなど、その実績については高く評価できる。国民、さらには労働現場に対するわかりやすい情報提供が引き続き積極的に推進されていくことを期待したい。

⑦ 講演会等の開催

安全衛生技術講演会、他機関との共催による講習会等様々な取組により、研究成果の積極的な普及に努め、参加者から高い評価を得ていることは評価できる。また、研究所の一般公開等についても積極的に実施し、良好な評価を得ており、国民への開かれたサービスを提供していることは評価できる。

⑧ 知的財産の活用促進

特許権の取得・活用促進のため、研究員からの相談等に応じる体制を整備し、特許審査会における審査の上で申請していること、内部・外部評価で特許出願を評価するなどにより、知的財産の活用について積極的に取り組むとともに、費用対効果の観点から既保有特許の見直しを行うなどの取組も適切に実施していることは評価できる。

なお、新規出願件数の増加に向けた取組について、より積極的に行われることを期待したい。

⑨ 労働災害の原因の調査等の実施

厚生労働省からの依頼等に基づく災害調査のほか、刑事訴訟法に基づく鑑定、労災保険給付に係る鑑別・鑑定等を適切に実施し（これらの中には、マスコミに大きく取り上げられた海底トンネルの崩壊水没災害などの重大災害も含まれる。）、その報告は依頼元である労働基準監督署等において92%という高い割合で活用されており、評価できる。

なお、平成23年度には、調査実施後、一定の期間が経過して公表が可能となった調査事例について、同種災害の防止に資する観点から、研究所のホームページでの公表が実施されており、事例の公表は実例から学ぶ意義として大きいと考えられ、評価できる。

⑩ 労働安全衛生分野の研究の振興

労働安全衛生重点研究推進協議会において策定された、我が国における今後の労働安全衛生研究の方向性を示す労働安全衛生重点研究領域・優先研究課題の普及に努めているほか、シンポジウムの開催（平成23年度は「大震災に対応した労働安全衛生研究の展望」がテーマ）、国際学術誌及び和文学術誌の発行等、労働安全衛生分野の研究の振興に貢献しており、評価できる。特に平成19年度以降年6回発行されている国際学術誌「Industrial Health」については、インパクトファクターも高い水準を維持しているなど、その成果について評価できる。

⑪ 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献

連携大学院協定に基づく国内5大学を始めとする多くの大学等へ客員教授等を派遣して教育支援を行っているほか、多くの若手研究者を受け入れて研究指導を行うなど、労働安全衛生分野における若手研究者等の育成に積極的に貢献しており評価できる。なお、派遣受入数は引き続き高い水準にあるが、人数推移としては減少している部分があるので、引き続き、研究者の受入れ

の質・量両面からの向上に積極的に取り組むことを期待したい。

⑫ 研究協力の推進

海外12大学・研究機関との間で研究協力協定を締結しており、これに基づく共同研究を推進するとともに、当該協定に基づく者も含め研究員の派遣・受入数も目標を大きく上回っていること、また、大学、企業等との共同研究についても、研究員が研究代表者であるプロジェクト研究及び科研費研究を目標を大きく上回る58%という水準で実施しており、評価できる。

(2) 業務運営の効率化に関する事項について

① 機動的かつ効率的な業務運営体制の確立

理事長のリーダーシップの下、内部統制の確立及び研究所内における情報伝達の円滑化を図る観点から、研究所業務の日常的な意志決定及び進捗管理を行う場を設けるなど、日常の業務体制が整備され、柔軟な組織体制の下で、監事の助言等も取り入れながら、調査研究業務の一体的推進が図られてきたことは評価できる。若手研究員の採用等の取組も進められているほか、清瀬・登戸の2地区を有することに関しても、業務担当者の適切な配置や、TV会議の活用等により業務の効率的な取組が推進されていることは評価できる。

② 業務運営の効率化に伴う経費削減

人件費の節減目標に対して大幅に上回る実績を達成しているほか、随意契約の見直し、省エネルギー対策の推進等により経費節減を進めてきており、更なる効率化に努め、実績を上げていると評価できる。

(3) 財務内容の改善に関する事項について

① 運営費交付金以外の収入の確保

競争的研究資金、受託研究等の獲得など、自己収入の確保に向けて組織的に取り組んでいることは評価できる。ただし、外部資金獲得割合の数値目標は達成されておらず、今後とも、外部研究資金の獲得額の向上に向け、より一層積極的に取り組まれることを期待する。

② 予算、収支計画及び資金計画

一般競争入札を徹底する等により経費の節減が図られており、その結果、平成23年度決算では、予算額に対する決算額が人件費で90.5%、一般管理費で73.4%、業務経費で87.4%にまで抑制されており、評価できる。

(4) その他業務運営の改善に関する事項について

① 人事に関する計画

資質の高い人材を幅広く登用するため、多くの応募者から資質の高い人材の採用に努めていると評価できる。また、研究員の人事評価については、適

正な業績評価基準に基づき、研究業績、対外貢献、所内貢献の3つの観点から所属部長、研究領域長、役員等による多面評価システムが整備されており、公平かつ適正に業務評価を実施しており、その結果を表彰、人事管理にも反映している。その一方で、人件費に関しては総額見込みに比べて大幅に下回る実績を達成しており、評価できる。

② 施設・設備に関する計画

施設整備は年度計画に沿って適切に実施されている。

③ 公正で的確な業務の運営

情報の管理、研究倫理の審査等について、整備されている規程等及び研究倫理審査委員会を始めとした各種委員会活動等を通じて適切に実施されているとともに、ホームページ上での「国民の皆様の声募集」などの試みも進められており、評価できる。

(5) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

当期総利益38百万円は、主として受託研究による利益によって発生したものである。

② 保有資産の管理・運用等について

研究所は、前身である産業安全研究所及び産業医学総合研究所が平成13年に独立行政法人化した際に国等から事業に必要な資産だけを承継して事業を開始しており、現時点では不要な保有資産はないものと判断する。

なお、職員宿舎については、平成24年4月3日「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（行政改革実行本部決定）に該当する職員宿舎はない。

また、運営費交付金債務と欠損金等との相殺に着目した洗い出し状況について、会計監査人、監事による監査、財務担当ヒアリングにおいて担当委員に確認いただいております、不適切な事例は確認されなかった。

③ 組織体制・人件費管理について

人件費については、常勤役職員の人件費の数値目標（△1%以上）に対して（△1.2%）となっている。

ラスパイレス指数（年齢勘案）については、研究職員（93.0）及び、事務・技術職員（98.9）について適切な給与水準に改善されている。

④ 事業費の冗費の点検について

経費節減の努力については、平成23年度予算額に対する決算の実績額が一般管理費（△26.6%）、業務経費（△12.6%）となっている。

一般競争入札の徹底、単価契約による一般競争入札の実施、情報通信技術の活用による時間的・経済的損失の縮減等の対策を講じることにより経費節

減を図っている。

調達については、公告期間の延伸、仕様内容の見直し及び入札参加要件の緩和等を徹底することにより、一者応札の削減を図り、透明性・競争性を確保するとともに経費節減を図っている。

⑤ 契約について

契約改革については、随意契約は、今年度特有の緊急調達（緊急性の高い災害対応のための1件）の他はガス、水道等に限られ、ほぼすべての契約が一般競争入札となっている。専門的な機械装置で一者応札とならざるを得ない場合があるとのことであるが、今後も企画競争、公募も含め真に競争性のある調達を行う努力を継続していく必要がある。

なお、公益法人等への会費等の支出は行われていない。

⑥ 内部統制について

研究業務の事前・中間・事後の段階での内部・外部評価の実施、情報セキュリティの確保のための体制の整備、研究倫理及び利益相反の管理のための厳格な審査の実施、管理職を対象としたセクシュアルハラスメント防止研修の実施等が行われている。また、事務部門と研究部門とのコミュニケーションを図るための取組が進められているとのことであり、この点評価できる。今後もより職員間のコミュニケーションに努めることが望まれる。

⑦ 事務事業の見直し等について

第二期中期目標期間においては、研究資金の1/3以上を外部から獲得することが目標として掲げられているが、当年度は21.0%にとどまった。次年度以降更に外部資金の導入の拡大を図るよう努められたい。

受託研究収入については、63百万円（国、地方自治体及び民間機関からの受託872万円、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の当期分受託5,434万円）である。また、研究施設・設備の有償貸与等による自己収入の拡大については、貸与対象の施設・設備85件（平成22年度に完成した施工シミュレーション施設を含む。）についてホームページ等を通じて積極的に広報する等の努力を行った結果、平成23年度に関しては前年度の3倍となる175万円の収入が得られた。今後も施設・設備の有効活用を推進されたい。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行ったところ、十分な連携が行われていると認められた。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成24年7月17日から同31日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行ったとこ

ろ、研究所あての国民からの意見は寄せられなかった。